

【原則 4-9. 独立役員の独立性判断基準】

当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」5 取締役会等の体制、役割 5.2.3 において、独立役員の独立性判断基準を定めることとしている。その方針・基準は以下の通りである。

(1) 方針

一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことを方針とする。

(2) 基準

以下の基準のいずれにも抵触しない社外役員の中から独立役員を選任することを原則とする。

- A. 当社および当社の子会社の業務執行者（*1）
- B. 就任の前10年間に於いて当社および当社子会社の業務執行者（*1）であった者（ただし、その就任の前10年内のいずれかの時に於いて当社および当該子会社の非業務執行取締役（*2）、監査役または会計参与であったことがある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間）
- C. 当社を主要な取引先（*3）とする企業等の業務執行者（*1）
- D. 当社の主要な取引先（*3）となる企業等の業務執行者（*1）
- E. 当社または当社の子会社の会計監査人の社員、パートナーまたは従業員
- F. 当社から役員報酬以外に多額の金銭（*4）その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
- G. 当社の大株主（*5）の会社の業務執行者（*1）
- H. 当社が大株主（*5）となっている会社の業務執行者（*1）
- I. 最近（*6）に於いて上記CからHのいずれかに該当していた者
- J. 上記AからIまでのいずれかに掲げる者（重要でない者（*7）を除く）の近親者（*8）

*1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他の使用人をいう。なお、社外監査役においては、非業務執行取締役を含む。

*2 非業務執行取締役とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう。

*3 主要な取引先とは、ある取引先の当社グループとの取引において、年間1億円もしくは当該取引先の最終事業年度における年間連結売上の2%の金額のいずれか高い額を超える支払いを当該取引先に行った場合、または年間1億円もしくは当社の最終事業年度における年間連結売上の2%の金額のいずれか高い額を超える支払いを当社グループに行った場合をいう。

*4 多額の金銭とは、年間1,000万円超をいう。

- * 5 大株主とは、総議決権数の10%以上の議決権を保有する者をいう。
- * 6 最近とは、当該役員選任の1年前までをいう。
- * 7 重要でない者とは、会社の役員・部長クラス、監査法人に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士に該当しない者をいう。
- * 8 近親者とは、配偶者および2親等内の親族をいう。

以上